

## 福島 7 号雨水きよ浚渫業務委託（R7-1） 特記仕様書

### （1）一般仕様書

#### 第1条（適用）

本仕様書は、 福島 7 号雨水きよ浚渫業務委託（R7-1）に適用する。  
なお、本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項でも作業目的達成のために必要な作業または作業の性質上当然必要と思われる軽微なものについては、設計図書の記載の有無にかかわらず受注者の責任においてすべて完備しなければならない。

#### 第2条（疑義）

本仕様書・設計図書に定める事項または、作業中疑義を生じた場合は、市担当者と協議し、その指示に従うものとする。

#### 第3条（提出書類）

受注者は、契約規則等に定める他、下記書類を提出すること。

1. 現場写真（カラー） 1部
2. その他 指示するもの

#### 第4条（関係法令の遵守）

受注者は、作業にあたり関係法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、その適正な運営適用は受注者の負担と責任において行うこと。

#### 第5条（関係官公署への許認可申請）

作業上必要とする関係官公署等に対する手続きは、受注者において迅速・確実に処理すること。なお、本手続きに際してはあらかじめ書面を提出し、その承認を得ること。また関係官公署に対し交渉を要する時もしくは交渉・指示を受けたときは遅滞なくその旨市担当者に申し出て指示を受けること。

#### 第6条（資格必要作業）

資格必要作業は、それぞれの資格を有するものが作業すること。

#### 第7条（作業用電力等）

作業及び検査に必要な電力・用水及びこれに要する仮設材料は、受注者の負担と責任で処理すること。

#### 第8条（使用材料）

作業に使用する材料は、原則すべて日本工業規格・日本電機工業会標準規格・電気学会電気規格調査会標準規格・その他本市の承諾する規格等に適合した優秀なものであること。

(2) 仕様書

第1号（修繕目的及び概要）

別紙設計書・図面による。

第2条（修繕内容）

別紙設計書・図面による。

第3条（修繕仕様）

修繕にあたり仕様書、設計図面による他、下記の法令規則に基づき施工すること。

1. 日本工業規格（JIS）
2. その他関係法令及び規格

第4条（その他）

撤去した既製品は、受注者にて適正に処分すること。